平成２４年（フ）第４３８号
福岡市東区唐原５丁目５番４―507号
債務者　石橋　清一
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４９０号
福岡市早良区原団地30番103号
債務者　中村　隆由
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３９号
福岡市東区多の津５丁目32番20―301号
債務者　香月　智弘
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５４０号
福岡市東区多の津５丁目32番20―301号
債務者　香月美由起
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５９６号
福岡市東区馬出２丁目１番22号　福岡五十蔵ビル２階
債務者　田端　福代
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６２４号
福岡市早良区原２丁目13番18―104号
債務者　秦　　裕二
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３９号
福岡県田川郡添田町大字添田1092番地の２
債務者　添田木工こと　野村　良二
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第８１号
山梨県山梨市小原東720番地―Ｃ―632
債務者　松戸　都子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
山梨県韮崎市大草町上條東割546番地２
債務者　山田　美子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
山梨県韮崎市大草町上條東割546番地２
債務者　山田　芳仁
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
大分県別府市石垣西６丁目６番４柴田ビル402号、住民票上の住所大分県別府市石垣西６丁目６番４―402号
債務者　出口めぐみ
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７号
宮崎県延岡市櫛津町3202番地
債務者　市田美智子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６８号
沖縄県那覇市字大道172番地アパート美海301
債務者　玉代勢兼輔
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６５号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1731番地の３徳元アパート201
債務者　前栗蔵さゆり
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４４号
徳島県阿南市橘町荒神ノ上22番地、旧住所徳島県阿南市見能林町下志んじゃく20番地１グリーンハイツトキワ305号
債務者　安喜　伸男
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第５０５号
名古屋市名東区一社２丁目74番地　サンライズ一社205号
債務者　児玉　浩紀
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７３２３号
大阪府池田市畑１丁目２番２号　203
債務者　中[illegible]　和喜
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部